

令和3年9月29日

千葉県総務部財政課

043-223-2076

## 令和3年度一般会計補正予算（第15号）案について

緊急事態宣言が解除されましたが、県では、事業者等への協力要請について、段階的に緩和することとし、10月1日から10月24日までの期間、県内全域の飲食店に対して、感染防止対策の実施状況に応じた営業時間短縮等の要請を行うこととしました。

このため、

- ・ 営業時間短縮等に御協力いただく飲食店の皆様に支給する協力金
- ・ 飲食店における感染防止対策の現地確認に要する経費

について、9月30日に補正予算案を追加提案します。

## 1 補正予算案の概要

補正予算規模 223 億円（補正後予算額 2 兆 5,940 億 17 百万円）

[歳入内訳]

- ・ 国庫支出金 223 億円（6,429 億 52 百万円→6,652 億 52 百万円）  
（地方創生臨時交付金）

## 【参考】9月補正予算について

・ 当初提案

先議分 300 億 70 百万円

閉会日議決分 726 億 95 百万円

・ 追加提案 223 億円

合計 1,250 億 65 百万円

## 2 補正予算の内容

○千葉県感染拡大防止対策協力金事業（経済政策課） 22,000,000千円  
（既定予算とあわせ 310,550,000千円）

県の要請期間（令和3年10月1日から10月24日まで）に、営業時間の短縮等を行った飲食店に対し、協力金を支給します。

[対象者] 県内全域の飲食店

[主な支給要件]

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること
- ・同一グループ・同一テーブル4人以内とすること
- ・基本的な感染防止対策が行われている「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店（以下「確認店」という）」については、営業時間は午後9時（酒類の提供は午後8時）までとすること

※本県独自の厳しい基準を満たした「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店（以下「認証店」という）」については、営業時間短縮及び酒類提供停止の要請は行いません。  
（このため、認証店は協力金の支給対象外とします。）

※要請期間中に認証店になった場合は、10月1日（10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から）から認証店になる前日までの日数分の協力金を支給します。

- ・認証店・確認店以外の店舗については、営業時間を午後8時（酒類の提供は行わない）までとすること 等

[支給額] 以下の区分に応じて算定した日額×24日

[中小企業] 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・8万3,333円以下の場合：2万5,000円[日額]
- ・8万3,333円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.3[日額]
- ・25万円を超える場合：7万5,000円[日額]

[大企業] 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)[日額]  
(上限額20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)

※中小企業は1日当たりの売上高に応じての支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

※10月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から10月24日までの日数分を支給します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、要請内容や区域等が変更され、協力金の支給額が変動することがあります。

○飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業（企業立地課）

300,000 千円

（既定予算とあわせ 2,450,000 千円）

感染防止対策の遵守徹底を図るため、県内全域の飲食店等に対して実施している現地調査については、緊急事態宣言解除後も引き続き実施します。

[調査対象] 県内全域の飲食店

[調査期間] 令和3年10月1日～令和3年10月24日

[調査項目例]

- ・ 座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底
- ・ 酒類提供制限の遵守
- ・ 時短営業の遵守 など